

# 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員退職手当支給細則

平成22年4月1日

法人規程第23号

(給料月額)

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員退職手当規程(以下「規程」という。)の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(傷い疾病等による退職)

第2条 規程第5条第2項に規定する傷病の認定については、理事長の指定する医師2名をもって認定する。

(休職月等)

第3条 規程第15条第1項に規定する細則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第12条第6号の規定により休職となる事由又はこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 育児休業(就業規則第38条第1項の規定による育児休業をいう。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に規程第8条第2項第2号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における規程第15条第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員として在職していたものとみなす。

- 2 退職した者が前項の規定により特定基礎在職期間において教職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた教職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職務の級、階級、号給又は給料月額については、当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により定める。
- 3 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において教職員として在職していたものとみなされる場合(教職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する当該特定基礎在職期間において教職員として在職していたものとみなされる場合に限る。)に当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた教職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第11条の規定による管理職手当(以下この項において「管理職手当」という。)については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の教職員としての引き続いた在職期間の末日(以下この項において「特定基礎在職期間の直前の日」という。)にその者が占めていた職に応じた管理職手当の区分と当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日(以下この項において「特定基礎在職期間に連続する日」という。)にその者が占めていた職に応じた管理職手当の区分のうちいずれか低い区分による管理職手当の支給を受けていたものとみなす。
- (1) 特定基礎在職期間の直前の日とその者が従事していた職務と特定基礎在職期間に連続する日にその者が従事していた職務が同種のものであること。
  - (2) 特定基礎在職期間の直前の日及び特定基礎在職期間に連続する日にその者が属する職務の級が同一であり、かつ、その者が管理職手当の支給を受けていたこと。
- 4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において教職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。
- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定による休職の期間、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第7条第1項ただし書の規定による休職の期間又は法人の就業規則等に定められている休職で労働組合業務に専ら従事するためのものの期間 前条第1号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条の規定による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 前条第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
  - (3) 地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷

病による休職の期間を除く。)、同法第27条第2項に基づき条例で規定する休職の期間(地方公務員を金沢市職員退職手当条例(昭和28年条例第41号)第5条の4第1項に規定する休職指定法人の業務に従事させるための休職の期間を除く。)、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条の規定による職員派遣の期間、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業の期間若しくは地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の期間、国家公務員法第79条の規定による休職の期間(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び国家公務員を条例第5条の4第1項に規定する休職指定法人の業務に従事させるための休職を除く。)、同法第82条に規定する停職の期間、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第2条の規定による派遣の期間、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。 )若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)第7条の規定による交流派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。 )若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。 ) 前条第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

(職員の区分)

第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において別表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の右欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第6条 前条(第4条第1項の規定により特定基礎在職期間において教職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

(意見の聴取)

第7条 規程第21条第4項、第22条第4項、第23条第3項及び第24条第8項の規定により金沢市行政手続条例(平成8年条例第41号)第3章第2節の規定を準用して行う規程第21条第3項及び第22条第3項(規程第23条第2項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の手続については、金沢市聴聞規則(平成6年規則第60号)の規定の例による。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

別表(第5条関係)

<p>第1号区分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</li> <li>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</li> </ol>
<p>第2号区分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</li> </ol>
<p>第3号区分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</li> </ol>
<p>第4号区分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</li> </ol>
<p>第5号区分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの(第4号区分の項第2号に</li> </ol>

	<p>掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</p> <p>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>